

項目名	税制全体のグリーン化	
税目	環境関連税制等	
要 望 の 内 容	<p>先般の G7 広島首脳コミュニケにおいては、「気候変動、生物多様性の損失、クリーン・エネルギーへの移行に関する行動の速度と規模を増加させる重要性に留意し、我々は、グリーン・トランスフォーメーションを世界的に推進及び促進し、遅くとも 2050 年までに GHG 排出のネット・ゼロを達成するために我々の経済の変革の実現を目指して協働する」とされた。我が国においては、GX 実現に向けた取組のうちカーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法については、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）及び同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（令和 5 年 7 月閣議決定）に基づき、成長志向型カーボンプライシング構想を着実に実現・実行する。</p> <p>また、第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）や現在検討が進められている第 6 次環境基本計画の策定に向けた議論も踏まえつつ、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○ 税制全体のグリーン化 平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。</p> <p>（住宅の脱炭素化）</p> <p>○ 新たな 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を消費者にとって身近なものとするとともに、供給面でも ZEH の普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>（生物多様性の保全）</p> <p>○ 民間取組促進によるネイチャーポジティブ実現に向けた税制措置の推進 ネイチャーポジティブの実現に向けては、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、様々な分野の施策と連携することとしている。 骨太の方針（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）の記載も踏まえ、企業等の民間主体による生物多様性の保全活動を促進するための法制度の整備を前提として、活動主体の取組を支援するための税制措置の検討を進め、法制度の施行までに対応する。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

		(改正増減収額)		(— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>G7 広島首脳コミュニケでは、経済の強靱性を高めつつ、自然再興・炭素中立・循環経済が達成される経済・社会への転換を統合的に実現していくことが明示されているところである。脱炭素や生物多様性の保全が達成された持続可能な社会の構築のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、「エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、2050年カーボンニュートラルのための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。」こととされた。我が国及び諸外国において各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p> <p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p>			
	今回の要	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進

	政策の達成目標		自然再興、炭素中立、循環経済など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況		我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
		要望の措置の適用見込み	—
	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするなどで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	第5次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
租税特別措置の適用実績		—	
税制の特別措置	租税特別措置の適用実績	—	

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—
これまでの 要望経緯	平成 17～令和 5 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	車体課税のグリーン化		
税目	自動車重量税		
要望の内容	<p>令和5年度税制改正大綱において、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされていることを踏まえつつ、</p> <p>① 自動車重量税のエコカー減税の見直しに当たっては、これらの税制によってユーザーが環境性能の高い自動車を選択し、もって地球温暖化・公害対策の推進に寄与してきた役割を踏まえ、その政策インセンティブ機能がより一層強化されるよう、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を図る、</p> <p>② 自動車重量税が汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源として果たしてきた役割を踏まえ、引き続き、これを自動車重量税から引き当てる、こととされたい。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (百万円) (百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止や騒音の低減、及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題やエンジンに由来する騒音問題、燃料消費に伴う CO2 の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。</p> <p>特に、CO2 削減に関しては、運輸部門の CO2 排出量（2021 年度）は約 1 億 8,500 万トン、うち、自動車分は約 1 億 6,035 万トンにのぼり、我が国全体の約 15.1%に相当する。</p> <p>令和 3 年 10 月に改定された地球温暖化対策計画において、日本は 2030 年時点において 2013 年比で 46%削減する新たな気候変動対策目標を定めたことから、CO2 排出量のより少ない自動車への一層の転換が不可欠である。さらに、2020 年 3 月に策定された新たな 2030 年度燃費基準が達成された場合、燃費改善率は 2016 年度の実績値と比べて 32.4%改善、2020 年度燃費基準の水準（WLTC モード換算の推定値）と比べて 44.3%改善となることから、こうした燃費基準に基づく燃費改善を踏まえた環境性能が求められる。</p> <p>このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染や騒音の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である</p> <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく大気汚染に起因する認定患者への補償給付については、汚染者負担原則に基づき、8 割が固定発生源（工場）から徴収する汚染負荷量賦課金によって、2 割が移動発生源（自動車）に対する自動車重量税からの引当によって賄われている（同法附則第 9 条）。</p> <p>移動発生源の費用負担が、自動車重量税引当方式となっているのは、汚染者負担原則に基づき、負担の公平性を踏まえつつ、現実に可能でかつ効率的な方式として、昭和 48 年の中央公害対策審議会において決定されたものであり、その後数年ごとの検討を踏まえた法改正を経て、平成 30 年の法改正において、当分の間、自動車重量税引当方式を継続することとされたところ</p> <p>現在においても大気汚染に起因する疾病に苦しんでいる認定患者は約 2.8 万人存在し、認定患者の方の健康被害の回復、生活の安定において、補償給付は重要な役割を担っている。</p> <p>このため、汚染者負担の原則に基づき安定的な財源確保を図るためには、引き続き、自動車重量税から引き当てる必要がある。</p>	
	今回の要望（租	合理性

		政策の達成目標	<p>① 環境性能に優れた自動車の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策法で「2050年カーボンニュートラル」が明記 ○ 地球温暖化対策計画において「2035年までに新車販売で電動車100%を達成する目標」が設定 ○ 地球温暖化対策計画において「2030年時点で2013年比46%の削減する目標」が設定。 ○ 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） 自動車分野においては、サプライチェーン全体でのカーボン・ニュートラル化を目指し、エネルギーの脱炭素化と合わせて、包括的な支援策を実施し、電動化を推進する。 ○ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日策定） 税制については、「令和3年度与党税制改正大綱」を踏まえ、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うこととし、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするよう、検討を行う。 ○ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（令和4年11月22日閣議決定） 対策地域において、令和8年度までにNO₂及びSPMに係る大気環境基準を確保。 <p>② 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償給付を安定的に行い、もって認定患者の健康被害の回復及び生活の安定を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	<p>① エコカー減税等により環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、令和元年度における新車販売に占める次世代自動車の割合（日本自動車工業会調査）は39.2%であり、上記未来投資戦略等における目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 運輸部門の排出量は、2021年度確報値で約1億8,500万トン（2013年度2億1,500万トン）であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取組の一層の加速化を図る必要がある。</p> <p>② 昭和49年以来、自動車重量税からの引当が維持され、これまで認定患者の補償給付が安定的に行われてきた（令和4年度）の引当金は約68億円）。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>① 環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からのNO_x・PM排出量や騒音の大幅な削減とそ</p>	

		<p>れに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p> <p>② 自動車重量税からの引当により、汚染者負担の原則に基づき、徴収コストを抑えながら、安定的に補償財源を確保することが可能。</p>
	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ (軽) 自動車税 (環境性能割) ・ (軽) 自動車税に係るグリーン化特例
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○ 商用車電動化促進事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)</p> <p>(1) 令和5年度予算額：136億円</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：トラック・タクシー所有事業者 対象事業：トラック・タクシー所有事業者に対する電動化対応トラック・タクシーの導入支援。 補助額：標準的燃費水準の車両との差額の2/3又は1/4等。</p> <p>○ 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 (国土交通省連携事業)</p> <p>(1) 令和5年度予算額：29.7億円</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：トラック運送業者(中小事業者に限る) 対象事業：中小トラック運送業者に対する低炭素型ディーゼルトラックの導入支援。 補助額：標準的燃費水準の車両との差額の1/2又は1/3等。</p> <p>○ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 (国土交通省・経済産業省連携事業)</p> <p>(1) 令和5年度予算額：5.0億円</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：地方公共団体、トラック・バス所有事業者 対象事業：バス所有事業者に対する電動化対応バスの導入支援。 ・ 事業所及び営業拠点への充電インフラの整備の支援。 補助額：標準的燃費水準の車両との差額の1/2又は2/3。 ・ 電気自動車用充電設備の導入費用の1/2。</p> <p>○ 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)のうち、水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業</p> <p>(1) 令和5年度予算額：65.8億円の内数</p> <p>(2) 補助内容 補助対象者：地方公共団体及び民間事業者等のFCバス・FCフォークリフトの導入支援。 補助額：FCバス・FCフォークリフトの導入費用の1/2又は1/3</p>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	次世代自動車等環境性能の高い自動車の導入を税制及び財政の面から支援し、もって普及を促進することを目的としている。
	要望の措置の妥当性	<p>① 広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の購入への税制上のインセンティブを与え、その普及を効率的かつ効果的に促進して自動車からのCO2、大気汚染物質等の排出削減を図り、もって地球温暖化の防止を図るとともに、NO2・SPMに係る大気環境基準や騒音環境基準を確保すること等が可能になる。</p> <p>② 仮に予算措置で対応しようとするれば、汚染者負担の原則という、公害健康被害の補償等に関する法律の趣旨に反することとなる。また、仮に賦課金で措置しようとするれば、既存税制（自動車重量税）からの引当と比較し、徴収コストがかさむこととなり国民の理解を得ることができない。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○ 自動車重量税のエコカー減税（財務省試算）</p> <p>平成25年度：約440億円 平成26年度：約720億円 平成27年度：約610億円 平成28年度：約730億円 平成29年度：約730億円 平成30年度：約660億円 令和元年度：約620億円 令和2年度：約600億円 令和3年度：約510億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

- ・ 平成 21 年度にいわゆる「エコカー減税」制度創設。
- ・ 平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。
- ・ 平成 26 年度税制改正において、エコカー減税拡充、経年車重課を行った。
- ・ 平成 27 年度税制改正において、平成 32 年度燃費基準への単純置き換えを行うとともに、現行の平成 27 年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講じた。
- ・ 平成 29 年度税制改正において、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。
- ・ 平成 31 年度税制改正において、政策インセンティブを強化するなどの観点から、軽減割合等の見直しを行うとともに、2 回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図った。
- ・ 令和 3 年度税制改正において、対象範囲を乗用車の 2030 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長され、実施に当たっては、段階的に基準を引き上げる措置を講じた。
- ・ 令和 5 年度税制改正において、令和 6 年 1 月からは減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で、現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計 3 年延長する措置を講じた。

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長	
税目	所得税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。 ①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ^{※1}・三世帯同居・長期優良住宅化^{※2}：限度額 250 万円、バリアフリー：限度額 200 万円）の 10% ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は 350 万円 ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円 ②上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※3}の 5% ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1,000 万円が限度</p> <p>【要望の内容】 ①特例措置の適用期限を 2 年間（令和 7 年 12 月 31 日まで）延長する。 ②子育て対応化のための改修工事を行った場合、以下ア）＋イ）の合計額を工事年分の所得税額から控除する。 ア）子育て対応化のための改修工事について定められた標準的な工事費用相当額の合計（上限 250 万円）の 10%に相当する額 イ）上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※4}の 5% ※4 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつア）とイ）の合計 1,000 万円が限度</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p>	
	平年度の減収見込額	▲279 百万円
	（制度自体の減収額）	（ 百万円）
（改正増減収額）	（ 百万円）	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>一方、我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は欧州諸国と比較して小さく、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。また、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いを支援するため、三世帯同居しやすい環境づくりを推進するほか、子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することとされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p> <p>特に少子化対策については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされており、政府としても最重要課題に位置付けている。同方針においては、既存の民間住宅ストックの活用も含めて子育て世帯の住宅支援を強化することとしている。</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。

			<ul style="list-style-type: none"> ● 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」、「子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する」と位置づけられている。 ● 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、三世同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行う」、「子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるように支援する。」と位置づけられている。 ● 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。」と位置づけられている。 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・ 住宅の耐震化率 約87%（平成30年）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年） ・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）→25%（令和12年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度）
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和6年1月1日～令和7年12月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13兆円（令和7年度） ・ 耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年度） ・ 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約21.7%（令和7年度）

		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22% (令和7年度) ・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸 (令和7年度)
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円 (平成30年) ・住宅の耐震化率 87% (平成30年) ・高齢者 (65 歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (平成30年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14% (令和2年度) ・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸 (令和4年度)
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年 耐震：2,876 件、バリアフリー：823 件、省エネ：1,782 件、三世帯同居：1,306 件、長期優良住宅化：50 件、子育て：782 件</p> <p>令和7年 耐震：2,893 件、バリアフリー：828 件、省エネ：1,792 件、三世帯同居：1,313 件、長期優良住宅化：50 件、子育て：787 件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世帯同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置 (固定資産税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物安全ストック形成事業 (令和6年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数) ○環境・ストック活用推進事業 (省エネ関係) (令和6年度予算概算要求額：81.49 億円の内数) ○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (令和6年度予算概算要求額：424.17 億円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。

		要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>《令和2年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,788 件 ▲ 563 百万円 ・バリアフリー : 926 件 ▲ 102 百万円 ・省エネ : 830 件 ▲ 213 百万円 ・三世代同居 : 1,206 件 ▲ 241 百万円 ・長期優良住宅化 : 59 件 ▲ 8 百万円 <p>《令和3年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,417 件 ▲ 515 百万円 ・バリアフリー : 759 件 ▲ 138 百万円 ・省エネ : 1,633 件 ▲ 447 百万円 ・三世代同居 : 1,133 件 ▲ 222 百万円 ・長期優良住宅化 : 82 件 ▲ 10 百万円 <p>《令和4年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,843 件 (2,777 件) ▲1,068 百万円 ・バリアフリー : 814 件 (899 件) ▲147 百万円 ・省エネ : 1,761 件 (939 件) ▲331 百万円 ・三世代同居 : 1,291 件 (1,346 件) ▲432 百万円 ・長期優良住宅化 : 49 件 (68 件) ▲9 百万円 <p>※いずれも推計値 (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
		前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円 (平成 30 年) →14 兆円 (令和 12 年) ・耐震基準 (昭和 56 年基準) が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13% (平成 30 年) →おおむね解消 (令和 12 年) ・高齢者 (65 歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (平成 30 年度) →25% (令和 12 年度)

		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成 25 年度比） 3%（平成 30 年）→18%（令和 12 年） ・一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年） ・住宅の耐震化率 約 87%（平成 30 年） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成 30 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%（令和 2 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度） <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●耐震（投資型） 平成 18 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 ●バリアフリー（投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 （ローン型） 平成 19 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 25 年度：4 年延長・減縮 平成 27 年度：1 年半延長

	<p>平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●省エネ (投資型) 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 20 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充・減縮 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●三世代同居 (投資型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：統合</p> <p>●長期優良住宅化 (投資型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 (ローン型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：統合</p>
--	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物である住宅（同法第16条において低炭素建築物とみなされた特定建築物である住宅を含む。以下「認定低炭素住宅」という。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 本則 4/1000（一般住宅の特例 1.5/1000）→ 1/1000 ・所有権移転登記 本則 20/1000（一般住宅の特例 3/1000）→ 1/1000 <p>【要望の内容】 特例措置の適用期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第74条の2 租税特別措置法施行令第42条の2 租税特別措置法施行規則第26条の2</p>		
容		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）や「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、ライフサイクルCO2排出量が少ないZEHストックを拡充する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで我が国においては、「パリ協定」（2016年11月発効）における温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度に2013年度比で26%削減）を達成するため、住宅・建築物分野を含むあらゆる分野において省エネ対策等を推進してきたところであるが、2021年4月に、2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。これを受け、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）では、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すため、家庭部門では66%削減（2013年度比）する目標を定め、新築住宅・建築物についてはZEH、ZEB等を普及させることとしている。</p> <p>こうした中、昨年6月には「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、すべての建築物に省エネ基準の適合義務が課されるなど建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとなった。</p> <p>また、令和4年10月には低炭素建築物の認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が新たに必須となった。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）においても、徹底した省エネルギーの推進に向けて、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進することとされている。</p> <p>ZEH水準以上の性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、上記目標の達成、ひいては2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進める必要がある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。 ● 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」と位置づけられている。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「規制強化のみならず、ZEHの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存住宅の改修・建替の支援（中略）などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」と位置付けられている。 ● 「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、「ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。」と位置づけられている。 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門のCO2排出量を2013年度（平成25年度）比約66%削減（2030年度（令和12年度）） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度）
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門のCO2排出量 約43.1%（令和7年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストック 約22%（令和7年度）
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門のCO2排出量：2013年度（平成25年度）比24.8%削減（2021年度（令和3年度）） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合：14%（令和2年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	<p><認定低炭素住宅（特定建築物を除く）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権保存登記 1,721件（令和6年度）、1,638件（令和7年度） ・ 所有権移転登記 21件（令和6年度）、20件（令和7年度） <p><特定建築物></p> <p>0件（令和6～7年度）</p> <p>※令和8年度以降に約530件の適用見込み有。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するために、認定低炭素住宅の新築・取得を誘導していくことが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の拡充（租税特別措置法第41条第10項） ・ 認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><認定低炭素住宅（特定建築物を除く）関連予算></p> <p>環境・ストック活用推進事業（省エネ関係） （令和6年度予算概算要求額：81.49億円の内数）</p> <p>住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 （令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数）</p> <p><特定建築物関連予算></p>

		<p>社会資本整備総合交付金等 (令和6年度予算概算要求額：16,506億円の内数)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定低炭素住宅の普及を図る。 また、社会資本整備総合交付金等による、事業費等に対する国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（エンドユーザー）とは明確な区別がなされている。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>認定低炭素住宅の普及を促進するため、当該住宅の新築・取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p><認定低炭素住宅> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 2,956件 ※31,192,500円 令和2年度 3,987件（2,205件）※42,375,400円 令和3年度 6,824件（2,398件）※78,922,900円 ・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 51件 ※548,600円 令和2年度 55件（184件）※551,800円 令和3年度 82件（200件）※1,030,600円 (法務省「登記統計」より) <特定建築物> 令和元年度～令和3年度 0件 ※前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>認定低炭素住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>家庭部門のCO2排出量を2013年度比約40%削減（2030年度） 住宅ストックのエネルギー消費量を平成25年度比18%削減（令和12年度）</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標</p>	<p>家庭部門のCO2排出量：2013年度（平成25年度）比24.8%削減（2021年度（令和3年度））</p>

	<p>に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。なお、認定低炭素住宅は一般住宅に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するものと考えられる。</p> <p>※前回要望時に目標として設定していた「住宅ストックのエネルギー消費量」については、令和3年10月22日の地球温暖化対策計画の変更により、「省エネ基準に適合する住宅ストックの割合」へと変更され、指標として用いられなくなったため、記載していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成24年度 創設 平成25年度 特定建築物を適用対象に追加 平成26年度 2年間延長 平成28年度 2年間延長 平成30年度 2年間延長 令和2年度 2年間延長 令和4年度 2年間延長</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定により認定を受けた計画に基づき新築等された住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）に係る登録免許税について、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 1/1000 （本則 4/1000 一般住宅特例 1.5/1000） ・所有権移転登記 2/1000（一戸建て）、1/1000（一戸建て以外） （本則 20/1000 一般住宅特例 3/1000） <p>【要望の内容】 特例措置の適用期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第74条 租税特別措置法施行規則 第26条</p>		
	平年度の減収見込額	(百万円
	(制度自体の減収額)	(百万円)
	(改正増減収額)	(百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）を踏まえ、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックを形成する。そのため、省エネ性、耐震性、耐久性、可変性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅の更なる普及に取り組む。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国においては、住宅ストックが戸数的に充足した一方で、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会が到来し、空き家問題、環境問題や資源・エネルギー問題が深刻化している。これらの課題に対応するためには、維持管理等の適切な実施により、良質な住宅が資産として次の世代に承継されていく新たな住宅循環システムを創出する必要がある。</p> <p>このため、耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅の普及の促進を図ることが有効であるが、令和4年度時点で、認定長期優良住宅のストック数は約148万戸であり、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）の目標である約250万戸（令和12年度）には、いまだ道半ばの状況にある。</p> <p>認定長期優良住宅は高い耐久性等の確保のために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定長期優良住宅の普及を引き続き促進する必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。 ● 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」と位置づけられている。 <p>（政策評価体系における位置付け）</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>認定長期優良住宅のストック数 約250万戸（令和12年度）</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	認定長期優良住宅のストック数 約186万戸（令和7年度）
		政策目標の達成状況	認定長期優良住宅のストック数148万戸（令和4年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 保存登記 106,857戸 移転登記 1,535戸 令和7年度 保存登記 110,665戸 移転登記 1,590戸
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	質の高い住宅の市場への供給を促進するため、認定長期優良住宅の取得を引き続き広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・認定長期優良住宅に係る住宅ローン減税（所得税）（租税特別措置法第41条第10項） ・認定長期優良住宅の新築等をした場合の税額控除（所得税）（租税特別措置法第41条の19の4） ・認定長期優良住宅に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税）（地方税法附則第11条第8項、附則第15条の7）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定長期優良住宅の普及を図る。
		要望の措置の妥当性	認定長期優良住宅の取得を促進するため、当該住宅の取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。
	適用実績	この租税特別措置の	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 100,718件 ※1,166,903,000円 令和2年度 94,220件（99,938件） ※1,073,912,800円 令和3年度 103,209件（102,147件） ※1,218,463,400円

		<p>・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和元年度 1,629件 ※28,766,000円 令和2年度 1,322件（2,534件）※26,165,100円 令和3年度 1,483件（2,590件）※25,768,700円</p> <p>（法務省「登記統計」より） ※前々回要望時の適用件数については、括弧内のおりである。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	認定長期優良住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定長期優良住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標	認定長期優良住宅のストック数約250万戸（令和12年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年度の認定長期優良住宅のストック数は約148万戸であった。なお、目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。認定長期優良住宅は一般住宅に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するものと考えられる。
	これまでの要望経緯	平成20年度 創設 平成22年度 延長（2年） 平成24年度 延長（2年）・縮減 平成26年度 延長（2年） 平成28年度 延長（2年） 平成30年度 延長（2年） 令和2年度 延長（2年） 令和4年度 延長（2年）

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第66条の10 租税特別措置法施行令第39条の21		
要望の内容	適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (▲100 百万円)	

		(改正増減収額)	(ー 百万円)
--	--	----------	----------

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。

(2) 施策の必要性

技術研究組合は複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった半導体分野等の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。

技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。

技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットディングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX 等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>○統合イノベーション戦略 2023 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定) (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第 6 期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約 30 兆円、官民の研究開発投資約 120 兆円の投資目標の達成に向けて、2023 年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約 21.9 兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制や S B I R 制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)</p>																												
		政策の達成目標	<p>技術研究組合は、イノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものである。</p> <p>本制度の目標は、本税制適用期間中に技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させることである。</p>																												
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	<p>令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 (3 年間)</p> <p>技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																												
		政策目標の達成状況	<p>○技術研究組合の新設数と事業費 令和 3 年度から令和 5 年度の技術研究組合の新設数は 12 件と目標 (12 件) を達成。他方、同期間中の事業費総額は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間 (平成 30 年度から令和 2 年度) の事業費総額よりも下回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> <td>42,551</td> </tr> <tr> <td>1 組合当たり事業費 (百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>設立組合数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551	1 組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686	747	設立組合数	6	3	4	6	2	組合数	56	55	57
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																										
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551																										
1 組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686	747																										
設立組合数	6	3	4	6	2																										
組合数	56	55	57	55	57																										

		※令和5年3月までに設立された全組合を対象に実施した調査に基づき算出。令和5年度の設立組合数は8月末現在の実績、組合数は8月末現在における見込み。																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用件数の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">過去の実績</th> <th rowspan="2">令和5年度 (見込み)</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p>	区分	過去の実績				令和5年度 (見込み)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数 (組合数)	14	12	11	15	9
	区分	過去の実績				令和5年度 (見込み)												
令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度														
適用件数 (組合数)	14	12	11	15	9													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21（アンケート有効対象組合数：38）あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「（圧縮記帳制度がなければ）賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果（※）を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額 ① 押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ② 減収額＝利益法人の適用額×法人税率（23.2%）</p>																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合</p>																

		<p>と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度から令和 5 年度までの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がっており、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度 (推計)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14 (13)</td> <td>12 (14)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>6,608 (6,606)</td> <td>1,429 (2,453)</td> <td>609</td> <td>985</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>90 (899)</td> <td>25 (334)</td> <td>124</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※令和 4、5 年度については、令和 5 年 3 月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p> <p>（減収額算定式について） 適用額 × 法人税率（23.2%） × 係数（0.338） 係数：令和元～3 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均）</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (見込み)	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129	減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (見込み)																				
	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9																				
	適用額 (百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129																				
減収額 (百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10、第 68 条の 94</p> <p>② 適用件数： 11 件（令和 3 年度）</p> <p>③ 適用額： 609 百万円（令和 3 年度）</p>																									
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和 5 年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制があったことにより、技術研究組合による試験研究が円滑に実施できた等の意見が多数存在することから、本税制の存在は、「技術研究組合の新設数と事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であると考えるところ。</p> <p>技術研究組合の事業費について、令和 5 年度（約 412 億円）は令和 4 年度（約 377 億円）より増加する見込みである。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>本税制の適用期間中に技術研究組合を 12 件新設することにより、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																									

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度から令和5年度における技術研究組合の新設数は12件と目標を達成。他方、同期間における事業費は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間よりも下回っている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定 (5年間) 昭和60年度 適用期限延長 (2年間) 昭和62年度 適用期限延長 (2年間) 平成元年度 適用期限延長 (2年間) 平成3年度 適用期限延長 (2年間) 平成5年度 適用期限延長 (2年間) 平成7年度 適用期限延長 (2年間) 平成9年度 適用期限延長 (2年間) 平成11年度 適用期限延長 (2年間) 平成13年度 適用期限延長 (2年間) 平成15年度 適用期限延長 (2年間) 平成17年度 適用期限延長 (2年間) 平成19年度 適用期限延長 (2年間) 平成21年度 適用期限延長 (2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長 (2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長 (2年間) 平成27年度 適用期限延長 (3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長 (3年間) 令和3年度 適用期限延長 (3年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外</p>

技術研究組合の所得計算の特例
減収額等の算出根拠

要望の措置の適用見込み及び租税特別措置の適用額、減収額の算出根拠

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)
適用件数	組合数	14	12	11	15	9
適用額(百万円)		6,608	1,429	609	985	1,129
減収額(百万円)		90	25	124	77	89

- ・ 適用件数及び適用額について、令和元年度から令和3年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。令和4年度、5年度は、令和5年4月までに設立された全組合についての調査を基に推定。
- ・ 減収額について、以下のとおり推定。

(減収額算定式について)

適用額 × 法人税率(23.2%) × 係数(0.338)

係数: 令和元～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。(各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均)

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項目名	現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置								
税目	—								
要望の内容	<p>住宅価格の高騰や住宅ローン金利負担の増大などにより住宅取得環境が悪化していることを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1489 1014"> <tr> <td data-bbox="874 846 1197 902">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1197 846 1489 902">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 902 1197 958">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1197 902 1489 958">(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 958 1197 1014">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1197 958 1489 1014">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	(— 百万円)								
(改正増減収額)	(— 百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>足元の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍以前と比べて価格上昇率が2桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローン利用予定者の6割以上が希望する固定金利が大きく上昇している一方、実質賃金は減少傾向にあり、住宅所要資金の年収倍率は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。</p> <p>一方、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充することとされており、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要がある。</p> <p>加えて、子育て政策については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされ、子育て世帯に対する住宅支援の強化が求められている。</p> <p>上述のとおり、住宅取得環境の悪化を踏まえ、また、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、住宅取得促進策について必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。 次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。 <p>具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（（中略）、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（（中略））、「共働き・共育ての推進」（（中略））とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） （目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の年収倍率等の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進 駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—		

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置(地方税)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	